

仕 様 書			
件 名	放送器材の構築・維持・運営及び運用役務	仕 様 書 番 号	1 5
		作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 5 日
		作 成 部 隊 等 名	東北方面総監部防衛部
1 総 則			
本仕様書は、東北方面隊創隊 6 6 周年記念行事における仙台駐屯地内拡声のための放送器材の構築・維持・運営及び運用役務について、必要な事項を規定する。			
2 役務の概要			
(1) 全 般			
仙台駐屯地内において指定箇所への拡声・音声のやりとりのためのシステムの構築・維持・運営及び役務期間における放送器材の運用支援を提供する。			
(2) 放送器材の機器構成			
ア スピーカー 2 2 台			
イ スピーカースタンド 2 2 本			
ウ パワーアンプ 1 0 台			
エ ミキサー 5 台			
オ アンプスピーカー 5 台			
カ ハンドマイク 9 本			
キ デジタルワイヤレスチューナー 2 波			
ク ワイヤレス用ピンマイク 2 台			
ケ ワイヤレスベルトパック 2 台			
コ アクティブアンテナ 2 本			
サ メディアプレーヤー 5 台			
シ 無停電装置 3 台			
ス ステージボックス 1 式			
セ バックアップ用 FM 1 台			
ソ HDMI / DVI 光延長器受信機 4 式			
タ コンバーター 4 台			
(3) 役務の概要			
ア 放送器材の構築に必要な器材及び回線は、契約事業者が準備を行う。			
イ 放送器材の開設及び構成・維持・運営は、仙台駐屯地において官側が指定する地域において契約事業者が実施する。			
ウ 放送器材の構築には回線のバックアップ（予備線、FM 波等）を含める。			
エ 放送の運用・維持にかかる管理、障害発生時の対処及び端末操作は、契約事業者が行う。			
オ 放送器材運用時、官側が想定する使用状況に応じて契約事業者が必要な運用支援を行う。			
カ 役務期間中は本番同様、各音響オペレーターを配置すること。また、必要なオペレート作業を適宜行うこと。			
キ スピーカー設置及び配線作業は令和 8 年 9 月 2 3 日までに終えること。			

3 期間等

(1) 役務期間

ア 令和8年9月18日（金）～9月28日（月）

イ 上記期間に事前調整等の時期・期間は含まない。

(2) その他

契約事業者は、落札後速やかに官側と当該役務に必要な細部調整を行うものとする。

4 役務提供場所

陸上自衛隊仙台駐屯地（細部は別示する。）

5 検査・監督

契約事業者は、放送器材構築後に現地において官側に役務内容について説明を行い、官側の要求に基づく役務内容の最終調整を行うものとする。

6 契約事業者の提出書類及び時期

(1) 作業工程表（事前調査及び試験日程等含む。） 速やかに

(2) 役務開始届 作業開始後速やかに

(3) 役務完了届 作業終了後速やかに

(4) 作業報告書 作業終了後速やかに

(5) 取扱い操作教育資料 役務開始まで

7 その他の指示

(1) 秘密保全

ア 契約事業者は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

イ 作業員は、日本国籍を有するものとする。

(2) 官側の支援

契約事業者は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、無償で官側の支援を受けることができる。なお、支援の申請は、契約事業者が希望するおおむね1週間前を基準として行うものとし、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用するものとする。

ア 部隊等の入出門及び立入の申請受付・許可などに関する事項

イ 試験など契約事業者自身で実施することができず、官側の支援が必要な事項

ウ 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項

エ その他官側が契約履行に必要と認めた事項

(3) 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合等が発生した場合は、速やかに官側の指示を受け

るものとする。

(4) 仕様書に関する疑義

ア 仕様書に関する疑義が生じた場合は、次に示す担当官に申し出て、指示を受けるものとする。

イ 陸上自衛隊東北方面総監部防衛部システム通信課

TEL 022-231-1111

官側担当官 通信統制幹部（内線2269）